

甲府市農業委員会 10月定例総会議事録

1. 日 時 令和7年10月30日（木）午後2時00分

2. 会 場 甲府市南公民館

3. 出席委員（16名）

会長：柿嶋 敦、職務代理者：山村 忠弘、米山 夫佐子

【農業委員】

1番 森澤 良直	2番 落合 洋子	4番 宮川 俊一	5番 輿水 辰次
6番 芦沢 喜嗣	7番 小松 芳彦	8番 越石 和昭	10番 關野 登
11番 佐々木 茂隆	12番 西名 武洋	13番 渡邊 元二	14番 野澤 洋子
16番 菊島 建			

4. 欠員（2名）

3番、9番

5. 欠席（1名）

15番 長田 正実

6. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事務局長	白倉 修
農地係係長	中村 勝
係長	窪田 光洋
主任	内藤 ひとみ
振興係係長	長澤 和利

7. 議 案

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農地中間管理機構への要請することについて

報告案件

報告第1号	山梨県農業会議への諮問結果について
報告第2号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第3号	農地法第4条の規定による届出について（市街化区域届出）
報告第4号	農地法第5条の規定による届出について（市街化区域届出）

- 報告第5号 農地法第4条第1項の規定による届出について（許可不要）
報告第6号 返納届について
報告第7号 農用地利用集積計画の解約について

午後2時00分 開会

○事務局（中村係長）

はじめに、10月27日、農業委員の土屋三千雄様がお亡くなりになりました。ここに、土屋委員のご冥福をお祈りし、1分間の黙祷を捧げたいと存じます。皆様ご起立をお願いいたします。

《 黙祷 》

ご着席ください。

本日の総会は、委員定数19名中、欠員2名、16名のご出席をいただいておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、この会議が成立していることを、ご報告いたします。

それでは、甲府市農業委員会総会会議規則第5条の2の規定により、会長が議長を務め、議事を整理することとなっております。柿嶋会長よろしくお願ひいたします。

○（柿嶋会長）

只今から、甲府市農業委員会10月定例総会を「農業委員会等に関する法律」並びに「甲府市農業委員会総会会議規則」の規定により、進行して参ります。

最初に、10月定例総会の議事録署名委員につきましては、議席の順番に今回は、6番の芦沢喜嗣委員と7番の小松芳彦委員のお2人にお願いいたします。

なお、先ほど事務局との打ち合わせの際に、すべての案件において「事前の質問はない」との報告を受けております。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」審議いたします。事務局より説明してください。

○事務局（窪田係長）

農地法第3条につきましては、農地のままの権利移動であります。

今月は、売買が2件及び贈与が1件の合計3件ございます。3件とも3条の資格要件を満たしております。

それでは、議案書1ページの1番、地図は1ページの3条N.O.1をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地については〇〇あり、〇面は〇〇及び〇〇、〇面、〇面は〇〇、〇面は〇〇を挟んで〇〇となっております。

譲受人は、〇〇で〇〇を〇〇し、〇〇を栽培しておりますが、譲渡人が〇〇したいとの希望があったため、今回、農地を譲り受けるものであります。

申請地では、〇〇等の〇〇や〇〇を栽培する予定であり、譲受人の農業経験は〇年あることから問題なく営農できると判断します。

続きまして、議案書1ページの2番、地図2ページの3条N.O.2をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の〇面は〇〇を挟んで〇〇、〇面、〇面、〇面は農地となっております。

譲受人は、〇〇から〇〇している農地を含め約〇〇m²の農地で〇〇と〇〇とともに〇〇を栽培しておりますが、今回、〇〇が〇〇している申請地について〇〇を検討されていましたため、申請地を取得するものであります。

申請地では、〇〇を栽培することです。また、譲受人の農業経験は〇年、〇〇は〇年あることから問題なく営農できると判断します。

続きまして、議案書1ページの3番、地図3ページの3条N.O.3をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の〇面は〇〇、〇面は〇〇を挟んで〇〇、〇面、〇面は〇〇となっております。

譲渡人は〇〇に在住し、〇〇の〇〇なことから農地を〇〇したいとの希望があったため、譲受人が〇〇のため、〇〇により、農地を譲り受けるものであります。

譲受人は、〇〇とともに約〇〇m²の農地で〇〇と〇〇を栽培しており、申請地では、〇〇の栽培を計画しております。また、譲受人は農業経験が〇年あり、〇〇も〇〇していることから問題なく営農できると考えております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○ (柿嶋会長)

事務局からの説明が終わりました。議案第1号についても、事前にご意見等はいただいておりませんが、特別、何かありましたらお願ひいたします。

《 意見なし 》

ご意見もないようですので、採決をいたします。議案第1号「農地法第3条による許可申請」について、賛成の方は挙手をお願いします。

《 全員賛成 》

ありがとうございました。全員の方の賛成をいただきましたので、議案第1号については、決定し、証明書の交付をして参ります。

続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（窪田係長）

農地法第4条につきましては、農地の所有者ご自身が農地転用するものであります。今月は1件ございます。

議案書2ページの1番、地図は4ページの4条NO.1をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、申請人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は〇〇であります。

申請地の〇面は〇〇、〇面は〇〇、〇面、〇面は〇〇を挟んで〇〇となっており、農地区分は第〇種農地と判断しました。

申請人は、〇〇から〇〇した申請地について、〇〇の〇〇が農地転用許可の手続きを怠り、〇〇していたことから今回、〇〇なことから、経過理由書の添付による申請によって是正することとなりました。

また、申請地については、〇〇と〇〇として〇側の〇〇と〇〇で使用することから、今回、申請地を〇〇として転用するものであります。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。議案第2号につきましても、事前にご意見等はいただいておりませんが、特別、何かありましたらお願ひいたします。

《 意見なし 》

それでは、ご意見等もないようですので、採決をいたします。議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、賛成の方は挙手をお願いします。

《 賛成多数 》

ありがとうございました。賛成多数ですので、議案第2号については決定し、証明書の交付をして参ります。

続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（窪田係長）

農地法第5条につきましては、農地の所有者以外の方が農地転用するものであります。今月は3件ございます。

議案書3ページの1番、地図は、5ページの5条NO.1をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲受人、譲渡人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は、〇〇でございます。

申請地の〇面は〇〇、〇面、〇面及び〇面は〇〇となっており、農地区分は第〇種農地と判断しました。

譲受人は、〇〇を営む〇〇であり、申請地の〇側に〇〇する約〇〇m²の〇〇へ〇〇

で○○するための○○として申請地を転用するものであります。

なお、申請地は○○を行い、○○について○○により○○する計画であります。

続きまして、議案書 3 ページの 2 番、地図は 6 ページの 5 条NO.2 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は○○であります。

申請地の○面は○○を挟んで○○、○面及び○面は○○を挟んで○○、○面は○○となっており、農地区分は第○種農地と判断しました。

譲受人は○○に居住しており、○○で○○や○○を○○が手狭になってきたことから、申請地を譲受け、転用するものであります。

また、申請地には○○と○○が農地法の許可なく設置されていたことから、今回経過理由書による転用の申請となりました。

申請地は、○○していないため、○○の○○はありません。また、○○については、○面に○○する○○に○○する計画であります。

なお、○○からは○○しております、○○への影響はありません。

続きまして、議案書 3 ページの 3 番、地図は、7 ページの 5 条NO.3 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、賃貸人、賃借人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は、○○でございます。

申請地の○面は○○を挟んで○○、○面及び○面は○○、○面は○○を挟んで○○となっており、農地区分は第○種農地と判断しました。

貸人は借人の○○であり、現在、○○で○○より○○しておりますが、手狭であることから、貸人が所有する申請地を○○として転用し、○○するものであります。

○○は○○で、○○は○面に○○する○○の○○へ○○し、○○については○○により○面に○○する○○へ○○する計画であります。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○ (柿嶋会長)

事務局からの説明が終わりました。議案第 3 号につきましても、事前にご意見等はいただいておりませんが、特別、何かありましたらお願ひいたします。

« 意見なし »

それでは、ご意見等も無いようですので、採決をいたします。議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、賛成の方は举手をお願いします。

« 賛成多数 »

ありがとうございました。賛成多数でありますので、議案第 3 号については、決定し、証明書の交付をして参ります。

次に、報告第 1 号から第 6 号について、事務局より説明して下さい。

○事務局（窪田係長）

それでは、報告事項の説明をいたします。

議案書 4 ページは、先月の総会案件のうち、農地法第 5 条の申請について、山梨県農業会議へ諮問をした結果、許可相当との答申を受けました。

議案書 5 ページから 11 ページまでは、9 月 9 日から 10 月 8 日までに受理しました相続等の 3 条の届出、市街化区域における農地法 4 条及び農地法 5 条の届出、農地法第 4 条第 1 項の規定による届出、返納届を掲載しております。

なお、それぞれの転用目的や農地の所在、届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知等につきましては、事務局長の専決により交付済みとなつております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

報告第 1 号から第 6 号につきましては、報告事項ですので、ご了承をお願いします。

次に、議案第 4 号の「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農地中間管理機構への要請について」と、報告第 7 号「農用地利用集積計画の解約について」は、それぞれ関連がありますので、一括して審議いたします。それでは、事務局より説明して下さい。

○事務局（長澤係長）

振興係の長澤です。よろしくお願ひします。それでは議案第 4 号の説明をさせていただきます。

議案書 13 ページをご覧ください。

こちらは、新規設定の集計表となりますが、今月におきまして、新規設定はございません。

先月の総会までに、ご承認をいただきました設定面積 32,153 m²で、達成率は 27 パーセントでございます。

次に 14 ページをご覧ください。

こちらは、再設定の集計表となりますが、訂正がございます。

15 ページから 18 ページの右から 2 つ目の枠内、公告予定日が、令和〇年〇月〇日となっておりますが、正しくは、令和〇年〇月〇日でございます。訂正してお詫びを申し上げます。以下、同様に令和〇年〇月〇日を令和〇年〇月〇日に読み替えていただきますよう、お願ひ申し上げます。大変申し訳ございません。

それでは、14 ページをご覧ください。

農地中間管理機構において、11 月 25 日公告、12 月 1 日貸借開始となる案件でございます。

今月は、〇〇及び〇〇地区から、〇〇の申請がありまして、合計面積は、〇〇 m²で

ございます。

中段の表、令和7年度の目標面積、271,300 m²に対し、設定面積は、6月総会までに、ご承認をいただきました4,642 m²で、達成率は1.7パーセントでございます。

続きまして、15ページ、16ページをご覧ください。

こちらは、土地所有者から山梨県農業振興公社への貸付でありまして、17ページ及び18ページが、借受人となります。なお、お名前の後に（認）とありますのは、認定農業者の略でございます。

貸付人、借受人の住所・氏名・借受期間等につきましては、議案書記載のとおりでございます。

引き続き、農地銀行による農用地利用集積計画の解約の届けが提出されましたのでご報告申し上げます。議案書の19ページから22ページをご覧ください。

今月は、7件の解約届が提出されました。

貸付人、借受人の住所・氏名・解約の理由等につきましては、議案書記載のとおりでございます。

以上で、ございます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

○（柿嶋会長）

ありがとうございました。事務局より説明が終わりました。こちらも事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別、何かありましたらお願ひいたします。

« 意見なし »

それでは、採決をいたします。議案第4号「農地中間管理機構へ要請すること」に同意される方は、挙手をお願いします。

« 全員同意 »

ありがとうございます。全員の同意をいただきましたので、議案第4号につきましては、農地中間管理機構へ要請して参ります。

なお、報告第7号につきましては、報告事項でありますので、ご了承をお願いいたします。

以上で、予定している案件は、全て終了しましたが、委員の皆さんより何かありましたらお願ひします。

« 意見・質問なし »

無いようですので、以上をもちまして、10月定例総会を終了いたします。
ご協力ありがとうございました。

午後2時35分 閉会